

認知症対応型共同生活介護サービスの利用料（2023.1～）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。

（1）認知症対応型共同生活介護の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	7,520円	752円	1,504円
要介護2	7,870円	787円	1,574円
要介護3	8,110円	811円	1,622円
要介護4	8,270円	827円	1,654円
要介護5	8,440円	844円	1,688円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
科学的介護推進体制 加算	利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなどした場合（1月につき）	400円	40円
			80円
入院期間中の体制	病院等への入院を要した場合 1月に6日を限度として	2,460円	246円
			492円
初期加算	入居後30日に限り（1日につき） 30日を超える入院後再び入居した場合	300円	30円
			60円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者にサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
			240円
医療連携体制加算	日常的な健康管理と医療機関との連携体制	390円	39円

	を整備している場合（1日につき）		78円	
退所時相談援助加算	退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円	
			800円	
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合（1日につき）	死亡日以前 31日以上45日以下 720円	72円	
		死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円	
		死亡日の前日 及び前々日 6,800円	144円	
		死亡日 12,800円	288円	
			680円	1,360円
				1,280円
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円	
			6円	
認知症専門ケア加算 （Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定し、かつ認知症介護指導者養成研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合（1日につき）	40円	4円	
			8円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき）※（注1）	220円	22円	
			44円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	※加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つを算定する。	180円	18円	
			36円	
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2）	1月の利用料金 （基本部分+各種加算 減算）の11.1%	左記額の1割	
			左記額の2割	
介護職員 処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分+各種加算 減算）の8.1%	左記額の1割	
			左記額の2割	
介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2）	1月の利用料金 （基本部分+各種加算 減算）の3.1%	左記額の1割	
			左記額の2割	
介護職員	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金	左記額の1割	

特定処遇改善加算Ⅱ		(基本部分+各種加算減算)の2.3%	左記額の2割
-----------	--	--------------------	--------

介護職員 ベースアップ等支援加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の2.3%	左記額の1割
			左記額の2割

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要支援2	7,480円	748円	1,496円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
科学的介護推進体制 加算	利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなどした場合（1月につき）	400円	40円
			80円
入院期間中の体制	入院を要した場合 1月に6日を限度として	2,460円	246円
			492円
初期加算	入居後30日に限り（1日につき） 30日を超える入院後再び入居した場合	300円	30円
			60円
退所時相談援助加算	退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円
認知症専門ケア加算 （I）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円
			6円

認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合(1日につき)	120円	12円
			24円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき)※(注1)	220円	22円
			44円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	※加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれか1つを算定する。	180円	18円
			36円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※ (注2)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の11.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の8.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※ (注2)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の3.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の2.3%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 ベースアップ等支援加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の2.3%	左記額の1割

(3) 共通経費

食材料費	1日につき1,200円
居住費	月額 47,000円
光熱水費	月額 20,000円

※入居期間中に入院した場合の取り扱いについても居住費、光熱水費相当額をいただきますのでご了承ください。

(4) その他の費用

理美容代	費用の実費をいただきます。
特別な食事	費用の実費をいただきます。